

○桑折町障害者移動支援事業実施要綱

平成18年9月29日

告示第97号

改正 平成23年4月1日告示第60号

平成25年4月1日告示第39号

平成27年4月1日告示第87号

(総則)

第1条 この要綱は、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的かつ効果的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図ることを目的とし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条の規定による地域生活支援事業における移動支援事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 移動支援事業（以下「事業」という。）は、屋外での移動が困難な障害者等に対して、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加の促進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第3条 この事業の実施主体は桑折町とし、町長はこの事業の全部又は一部を適切な事業運営を行うことができると認める社会福祉法人等（以下「事業所等」という。）に委託することができるものとする。

(事業内容)

第4条 事業の内容は、障害者等の外出における個別の移動支援で、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。

2 暦月の最大の利用時間は障害者等1人当たり150時間を超えない範囲で、障害者等の利用状況に応じて町長が決定するものとする。

(対象者)

第5条 事業の対象者は、町内に居住地を有し、かつ、次の各号のいずれかに該当する

障害者等であって、町長が、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出（通勤、営業活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除く。）に移動支援の必要があると認めた者とする。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者

(2) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に基づく療育手帳の交付を受けている者

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

（利用の申請）

第6条 事業を利用又は利用時間を変更しようとする障害者等（以下「申請者」という。）は、地域生活支援事業利用（変更）申請書（第1号様式）を町長に提出するものとする。

（利用の決定）

第7条 町長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、利用の可否を決定し、その旨を地域生活支援事業利用決定（却下）通知書（第2号様式）により当該申請者に通知し、移動支援受給者証（第3号様式）を交付するものとする。

（利用の有効期限及び更新申請）

第8条 前条の規定による利用決定の認定期間は、利用決定を行った日から最初に到達する6月30日までとする。

2 利用者が、有効期限満了後も引き続き事業を利用しようとするときは、有効期限満了日までの1月以内に第6条に規定する申請を行わなければならない。

（利用の変更及び廃止）

第9条 利用者等は、次に掲げる事項に該当するときは、地域生活支援事業利用変更（廃止）届（第3号様式）により、速やかに町長に届け出なければならない。

(1) 利用者の氏名及び住所等が変更になった場合

(2) 利用者の心身の状況に大きな変化があった場合

(3) 利用の中止をする場合

（利用の取消し）

第10条 町長は、利用者が次に掲げる事項に該当するときは、第7条の規定による利用決定を取り消すことができる。

- (1) この事業の対象者でなくなった場合
- (2) 不正又は虚偽の申請により利用の決定を受けた場合
- (3) その他町長が利用を不相当と認めた場合

(利用の方法)

第11条 利用者がこの事業を利用しようとするときは、第7条に規定する地域生活支援事業利用決定(却下)通知書(第2号様式)を事業所等に提示し、直接依頼するものとする。

(利用料)

第12条 利用者は、利用料として別表第1に掲げる額を事業者等に支払うものとする。ただし、有料道路及び有料駐車場等を利用した場合は、利用料とは別に当該実費を負担しなければならない。

(利用料の上限)

第13条 町長は、利用者及びその属する世帯が次のいずれかに該当するときは、月額利用上限額を別表第2の額とする。

- (1) 生活保護受給世帯
- (2) 市町村民税非課税世帯でかつ事業を利用する本人の年収が80万円以下の世帯
- (3) 市町村民税非課税世帯で前号の規定に該当しない世帯
- (4) 市町村民税課税世帯

(委託料)

第14条 第3条の規定により事業を委託する場合の委託料は、別表第1に掲げる金額に10を乗じた額から、第12条に規定する利用料を差し引いた額を事業所等に支払うものとする。

2 事業所は、サービスを提供した月の翌月10日までに、町長に対し当該月に係る委託料と前条に規定する月額利用上限額を超えたときには、超えた金額を合算して請求するものとする。

3 町長は、前項の請求があった日から30日以内に内容を審査し委託料を支払うものとする。

(遵守事項)

第15条 事業者等は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業員の勤務体制等を整備しておかなければならない。

2 事業者等は、従業員の資質向上のために、研修会等の機会を確保しなければならない。

3 事業者等は、サービス提供時に事故が発生した場合は、町長及び家族等に速やかに連絡を行うとともに必要な措置を講じなければならない。

4 事業者等は、従業員・会計・利用者へのサービス提供記録に関する諸記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

5 事業者等及び従業員は、利用者等に関する業務上知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則 (平成23年告示第60号)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年告示第39号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年告示第87号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1 (第12条関係)

利用時間 (時間)	利用料 (円)
～0.5	170
0.5～1.0	300
1.0～1.5	440
1.5～2.0	550
2.0～2.5	660

2.5～3.0	770
3.0～3.5	880
3.5～4.0	990
4.0～4.5	1,100
4.5～5.0	1,210
5.0～5.5	1,240
5.5～6.0	1,270
6.0～6.5	1,300
6.5～7.0	1,330
7.0～7.5	1,360
7.5～8.0	1,390
8.0～8.5	1,420
8.5～9.0	1,450
9.0～9.5	1,480
9.5～10.0	1,510

別表第2（第13条関係）

区分	世帯の課税状況等	月額負担上限額（円）
生活保護	生活保護受給世帯	0
低所得1	市町村民税非課税世帯で、サービスを利用する本人の収入が80万円以下の者	0
低所得2	市町村民税非課税世帯	0
一般	市町村民税課税世帯 （居宅で生活する障害児）	4,600
	市町村民税課税世帯	9,300